

第 4 号様式（第 8 条関係）

議事録

会議名	令和 6 年度第 1 回寒川町国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和 6 年 5 月 2 3 日（木） 午後 1 時から午後 2 時		
開催場所	議会第 1 会議室		
出席者名、 欠席者名、 及び名、 傍聴者数、	出席者：（委 員）大國委員、熊山委員、石井委員 山田委員、茂内委員、岸本委員 横山委員、小林委員 （事務局）[保険年金課]高木課長、吉野副主幹、早乙女主査 欠席者：西村委員 傍聴者：0 名		
議題	1 令和 6 年度国民健康保険料率（案）について（資料 1）		
	2 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計 6 月補正予算（案）について（資料 2）		
報告事項	1 神奈川県国民健康保険運営方針（令和 6 年度～令和 1 1 年度）について（資料 3－1、3－2）		
	2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び健康保険証の廃止について（資料 4）		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	事務局：これより、令和 6 年度第 1 回国民健康保険運営協議会を開催いたします。 今回、自治会長連絡協議会から推薦委員でありました藤澤委員が会長の改選に伴い、委員が変更となっております。前任の倉見自治会藤澤委員に代わりまして、大蔵自治会の石井委員が推薦されました。 つきましては、ただ今から、小林健康福祉部長より委嘱状の交付を行います。 【委嘱状の交付】 事務局：なお、石井委員につきましては、前任の残任期間を引き継ぎ、他の委員と同じ、令和 7 年 3 月末までの任期となります。 よろしく申し上げます。 それでは委員の委嘱にあたり、石井委員より一言ご挨拶いただけますでしょうか。 【石井委員より挨拶】		

	事務局： ありがとうございます。 それでは、ここで小林健康福祉部長より、ご挨拶を申し上げます。 【小林健康福祉部長より挨拶】 事務局： それでは、議題に入ります前に傍聴ですが、本日は傍聴の希望がありませんので、ご報告いたします。 なお、本日の出席委員は8名ですので、寒川町国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により本会議は成立しております。それでは、協議会規則第4条の規定により、次の議題からは、山田会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 会長： それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。 まず、会議録承認委員の指名を行います。会議録承認委員は、会長である私と、名簿順で、熊山委員を指名いたしますが、よろしいでしょうか。 委員： 【異議なし】 会長： 熊山委員、よろしくお願いいたします。 それでは、議題1「令和6年度国民健康保険料率（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。 事務局： 「令和6年度国民健康保険料率（案）」資料1より説明 会長： 説明が終わりました。何かご質問のある方はございませんか。 事務局： 国民健康保険は、必要となる費用から国庫支出金、県支出金、町からの一般会計繰入金、国民健康保険財政調整基金などを差し引いた後に残る金額を被保険者の皆様に負担していただく形になります。寒川町条例で定められた割合で計算しており、規定の計算方法に基づいて保険料率を算定しています。 事務局： 保険料率の参考として、各市町村の令和5年度保険料率に令和6年度寒川町保険料率を追加した一覧表、各市町村で公表されている令和6年度保険料率の一覧表を添付しています。ご参照していただければと思います。 会長： ご質問がなければ、議題1「令和6年度国民健康保険料率（案）」について、賛成の方は挙手をお願いします。 【一同挙手】 会長： それでは、議題1は、案件のとおり決定いたします。 会長： 次に議題2「令和6年度国民健康保険事業特別会計6月補正予算（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。 事務局： 「令和6年度国民健康保険事業特別会計6月補正予算（案）」資料2より説明
--	---

	会長： 説明が終わりました。何かご質問のある方はございませんか。 委員： マイナ保険証を所有する方は、何パーセントぐらいの方になるのか。 事務局： 国民健康保険の令和6年4月現在の紐づけ割合は52.54%となります。 会長： ご質問がなければ、議題2「令和6年度国民健康保険事業特別会計6月補正予算（案）」について、賛成の方は挙手をお願いします。 【一同挙手】 会長： それでは、議題2は、案件のとおり決定いたします。 会長： 次に報告事項1「神奈川県国民健康保険運営方針」について、事務局より説明をお願いいたします。 事務局： 「神奈川県国民健康保険運営方針」資料3-1、3-2より説明 会長： 説明が終わりました。何かご質問のある方はございませんか。 委員： 令和15年度以降は、神奈川県が保険料率を決定し、各市町村で保険料率を決定することがなくなると言うことでよろしいでしょうか。 事務局： そのとおりです。 委員： 横浜市も寒川町も同一保険料率になると、寒川町国保被保険者にとっては、保険料が上がるということでしょうか。 事務局： 令和6年度の寒川町保険料率は、国保財政調整基金を2億3,000万円に繰り入れて、今回の保険料率となっております。今後は国保財政調整基金の減少から、今までのような繰り入れは出来なくなり、本来の保険料率に戻っていくことになります。 委員： 国保財政調整基金残高があったから、今までの様な保険料率となっていたと言うことか。 事務局： 平成30年度から県及び県内市町村とともに国民健康保険の運営を行うことになり、多くの国保財政調整基金を確保する必要がなくなったことで、被保険者に還元するため、継続して繰り入れていました。前段で、お話ししましたとおり、国保財政調整基金の減少により神奈川県が示す保険料率に近づいていくことになります。 委員： 令和6年度は、被保険者及び世帯数が減少していますが、令和18年度になったら75歳以上が今より多くなると考えると、保険料率は上がるということですか。
--	---

事務局： 団塊の世代につきましては、後期高齢者医療資料より後期被保険者数の増加率が令和6年度では4%、令和7年度では2%と減少するとありますが、令和6年10月に「従業員51人以上の企業」は被用者保険の適用拡大の影響により国保被保険者が減少することが予想されます。
保険料率の上昇の一因として、国保被保険者の減少や、国保加入者の総所得が減少すると所得割率が上昇します。
このことから、被保険者が減少することは国民健康保険の料率に大きな影響があると考えております。

会長： 今回の神奈川県の方針ですが、赤字とか市町村によっては国保財政が厳しいところがあると思いますが、神奈川県全体では75億円の黒字となっているので活用方法を考えて欲しいです。
社会保障としての国民健康保険は、本来、国の責任により実施して欲しいと考えますが、国保加入者が減少している状況もあるので運営は難しいと捉えています。また、所管課として担当者会議があると思いますので意見・要望を出して国民負担の増加を減らして欲しいと考えています。

会長： 次に報告事項2「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び健康保険証の廃止」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 「マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び健康保険証の廃止」資料4より説明

会長： 説明が終わりました。何かご質問のある方はございませんか。

事務局： 基本的には、マイナ保険証をお持ちの方は医療機関を受診の際には、マイナ保険証を使っただき、マイナ保険証を使用できない医療機関を受診する際には「資格情報のお知らせ」を併せて利用していただく方法となります。
マイナ保険証をお持ちでない方は現行の被保険者証から資格確認書に変更となり、同じ様なカード型のものを利用していただく方法となります。
資料4の3頁目以降に見本として「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、「加入者情報のお知らせ」の各様式がありますのでご覧ください。

委員： 「資格確認書」は使用期限が無く継続して使用できるものでしょうか。

事務局： 「資格確認証」の使用期限が現行の「被保険者証」と同様に2年間となります。

委員： 「マイナ保険証」を持たない限り「資格確認証」は「被保険者証」同様に交付されるのでしょうか。

	事務局： 今現在は、経過措置として職権交付を予定していますが、様々に機能付与がされて「マイナ保険証」の利用度が向上し、「資格確認書」が使いづらくなれば、「マイナ保険証」の利用者が増えていくと思います。現状として、マイナポイント交付があったことから、マイナンバーカードと健康保険証の利用登録をされた方が国保被保険者では52%程いらっしゃると思いますが、「被保険者証」があるため、大切に保管されている方やマイナンバーカードの電子証明書期限が切れた方など多くいると考えています。 委員： カード方だから「被保険者証」と似ていますか。 事務局： 名称が「被保険者証」から「資格確認書」となるだけで、ほぼ内容は一緒です。 委員： マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録をしない限り、「資格確認書」は交付されつづけるのでしょうか。家族と話をしていて、「資格確認書」が交付されるのなら利用登録はしなくてもいいよねと、話している。「資格確認書」が交付されるなら、安心は出来る。 事務局： 最初に国の示した交付基準では、マイナ保険証は必須事項なので「資格確認書」は交付申請が必須となっていました。現在は、その手法には無理があるため、今回は職権交付となっていますが、今後については継続されるかは不透明な状況となっております。 会長： マイナ保険証の利用が始まっていますが、利用率について把握していますか。 事務局： 寒川町国民健康保険での利用率は把握していなく、報道で公表されている6%程度ということになります。 委員： 令和7年7月31日で「被保険者証」の有効期限が切れますが、「マイナ保険証」を持っていない方に「資格確認書」が交付されるのですよね。 事務局： 「マイナ保険証」を持っていない方に「資格確認書」を令和7年7月に一斉交付します。また、「マイナ保険証」を持っている方には「資格情報のお知らせ」を同時期に一斉交付します。なお、「資格情報のお知らせ」につきましては国民健康保険被保険者の方で70歳から74歳で負担区分が変更となる方には、改めて交付しますが、以外の方には令和7年7月に交付した以降は発送しません。 会長： 本日予定されていた議題等については全て終了いたしました。会議次第「5. その他」として委員の皆様から何かございませんか。 会長： なければ、事務局から何かありますか。
--	---

	事務局： 次回の国民健康保険運営協議会の開催は、令和6年8月に令和5年度決算報告等を予定しております。開催1ヶ月前ぐらいに開催通知をお送りしますので出席をよろしくお願いします。 会長： よろしいでしょうか。それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。閉会のあいさつを茂内副会長よりお願いします。 【副会長あいさつ】 会長： 皆様、大変お疲れさまでした。								
配布資料	<table><tr><td>1</td><td>令和6年度国民健康保険料率（案）について（資料1）</td></tr><tr><td>2</td><td>令和6年度国民健康保険事業特別会計6月補正予算（案）について（資料2）</td></tr><tr><td>3</td><td>神奈川県国民健康保険運営方針（令和6年度～令和11年度）について（資料3－1、3－2）</td></tr><tr><td>4</td><td>マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び健康保険証の廃止について（資料4）</td></tr></table>	1	令和6年度国民健康保険料率（案）について（資料1）	2	令和6年度国民健康保険事業特別会計6月補正予算（案）について（資料2）	3	神奈川県国民健康保険運営方針（令和6年度～令和11年度）について（資料3－1、3－2）	4	マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び健康保険証の廃止について（資料4）
1	令和6年度国民健康保険料率（案）について（資料1）								
2	令和6年度国民健康保険事業特別会計6月補正予算（案）について（資料2）								
3	神奈川県国民健康保険運営方針（令和6年度～令和11年度）について（資料3－1、3－2）								
4	マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び健康保険証の廃止について（資料4）								
議事録承認委員及び議事録確定年月日	山田 政博 大熊 一利 (令和6年6月5日確定)								